

議案第 27 号

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の8を第6条の9とし、第6条の5から第6条の7までを1条ずつ繰り下げ、第6条の4の次に次の1条を加える。

第6条の5 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及

び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について
80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第30条第1項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第41条中「教育長が」を「委員会が別に」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。